



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2022年2月24日(木)

成年年齢の引下げの 法令施行と未成年者控除

民法の成年年齢の改正と税法

平成30年(2018年)6月13日に民法改正法が成立し、成人年齢が20歳から18歳となりました。

それを承けて、税法上の対象年齢を20歳から18歳に引き下げる様々な規定の改正が平成31年にありました。

以下、一覧列挙してみます。

相続税の未成年者控除の対象相続人
相続時精算課税制度における受贈者
直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税
の税率の特例における受贈者

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予に
おける受贈者

NISA非課税口座開設可能居住者

ジュニアNISAの開設並びに非課税管
理勘定及び継続管理勘定の設定可能居住者

国税犯則調査手続における臨検等及び国
税徴収手続における捜索の立会人並びに税
理士となる資格を有する者

上記とは令和5年(2023年)1月1日
からの適用で、他は改正民法の施行日と同
一の令和4年(2022年)4月1日からの適用
です。

未成年者控除の改正内容

この中の未成年者控除については、平成
25年度税制改正で、成人に達するまでの1

年あたり6万円から10万円に増額されて
います。

今年の4月からの控除額の計算式は、
(18歳 - 相続開始時の年齢) × 10万円 =
になります。

また、未成年の内に何度かの相続を経験
する場合での2回目以降の未成年者控除額
は、過去の相続での負担すべき相続税額が
少なく控除仕切れなかった場合の控除未
済額となります。

控除未済額の修正計算

1回目の相続が令和1年(11歳、相続税
額50万円)に開始したとした場合、1回目
の控除可能額は90万円(=(20歳 - 11歳)
× 10万円)となり、相続税額を超えている
ので相続税額全額が控除され、控除未済額
40万円あったこととなります。

2回目の相続が令和4年(14歳、相続税
額100万円)に開始したとした場合、1回
目相続時の控除未済額を、18歳に達するま
での年齢で計算し直し、20万円(=(18歳
- 11歳) × 10万円 - 既控除額50万円)と
します。これが、2回目の控除額となりま
す。



11歳で父を
亡くし14歳
で母を亡く
しました

